

三春町文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

令和5年11月29日 三春町教育委員会告示 第17号

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の3第1項の規定に基づく三春町文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、法第183条の9第1項の規定に基づき、三春町文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財の保存又は活用に関する活動を行っている町民
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、地域計画の策定が完了する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長および副会長は委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員には、会議への出席に応じ報酬及び費用弁償を支払うものとする。

2 委員の報酬及び費用弁償は、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年3月20日条例第1号）の定めにより支給する。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、生涯学習課歴史民俗資料館において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が教育委員会と協議のうえ別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われる協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。